

第3節

だれもが安心して、
いきいきと暮らすために



3-1 互いに認め支え合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち

施策07

共に支え合う地域福祉の推進

目的

対象 市民、地域活動団体、福祉サービス事業者、福祉団体
意図 地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

施策の方向

だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活をおくることができるよう、地域でともに認め合い、助け合い、支え合うまちづくりを推進し、住民主体の地域福祉の充実を図ります。

施策のポイント

- 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築
- 地域福祉コーディネーターを中心とした、地域におけるトータルケアの推進や地域で課題を解決する仕組みの充実
- 専門的な福祉人材の育成や福祉サービスの新たな担い手となる市民の育成と参画の促進

基本的取組の体系

施策07 共に支え合う地域福祉の推進

基本計画事業

07-1 地域におけるトータルケアの推進

★ 地域福祉コーディネーター事業の推進 p.103

07-2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

★ 地域福祉コーディネーター事業の推進 [再掲] p.104

★ 福祉人材育成事業の推進 p.104

★重点プロジェクト3

現状と課題

○平成30（2018）年3月に策定した調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画及び調布市障害者総合計画の福祉3計画において、福祉の共通事項として将来像、基本理念、福祉圏域を定めました。福祉圏域については、これまで計画ごとに異なっていた圏域を再編・整理し、福祉3計画が連動し、より重層的な支援による解決を図る必要性があることなどを踏まえ、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、複数の小学校区で構成される新たな8つの圏域としました。

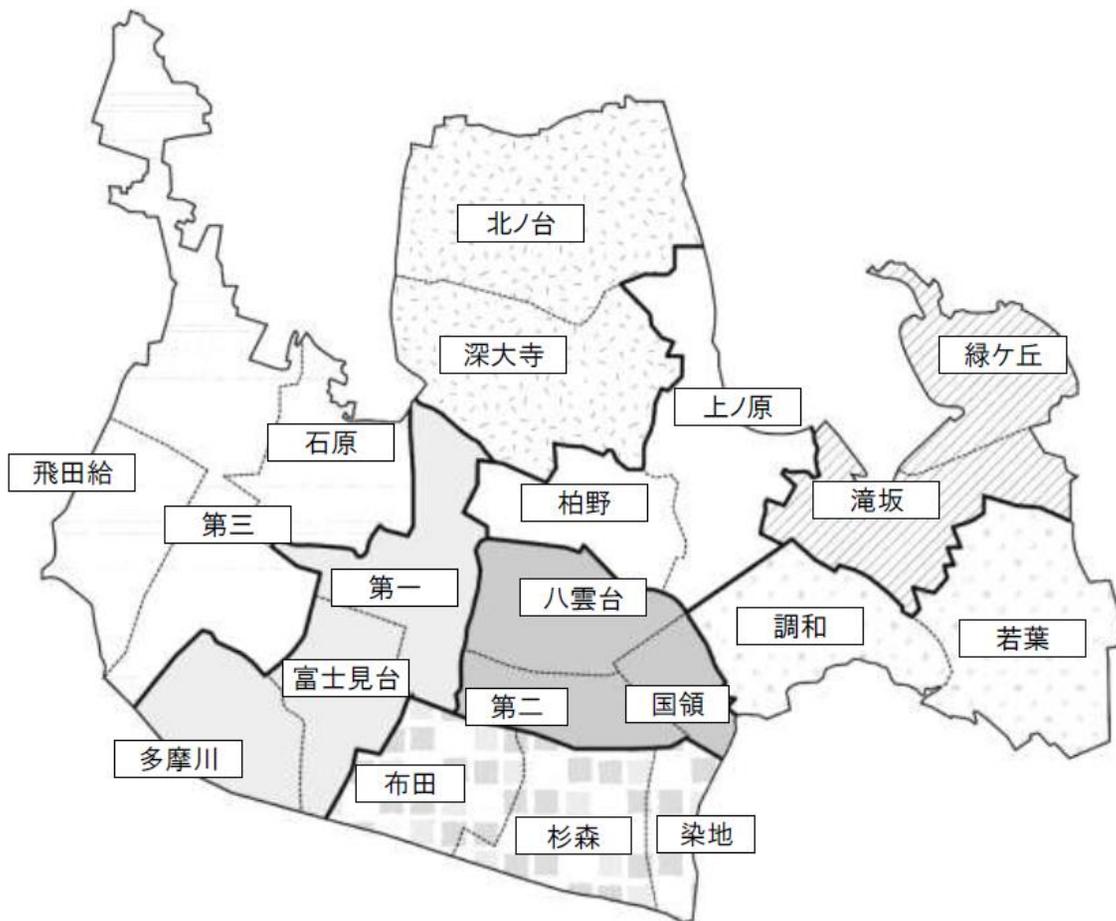


福祉3計画共通の将来像イメージ

基本目標3

施策07 共に支え合う地域福祉の推進

■福祉圏域の地域区分 ※下記 内の記載は小学校区の名称です。



- 平成29（2017）年6月に社会福祉法が改正され、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、全ての人が連携して地域福祉の推進を図ることが新たに定められました。
- 地域福祉コーディネーターは、平成25（2013）年度にモデル事業として2人を配置して以降、専門機関と連携して個別支援を行うなど、地域福祉に関する活動を充実させてきました。今後も、地域で福祉の生活課題を抱える高齢者や障害者、生活に困窮する人などに対し、必要な支援や課題解決等につなげていくため、各福祉圏域への配置を進めていく必要があります。
- 地域では、様々な団体活動や個人、事業者によって地域福祉の取組が行われていますが、身近な地域でなければ発見・解決が困難な虐待、孤立等の問題など、地域の様々な課題の共有や連携が必要な場面が多くなっています。地域での福祉を推進するため、各種活動団体間のネットワーク化を図るなど、地域の課題を共有する仕組みづくりを行う必要があります。
- 今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、福祉人材の確保・育成が重要な課題です。地域福祉活動へ参加する人を増やしていくため、福祉や介護などに関する専門的な知識・技能を習得できるよう、総合的・効率的に人材を育成していく必要があります。また、団塊世代の退職・離職者など、仕事を中心とした生活から地域を中心とした生活へと移行する人が増えていくことが見込まれることから、こうした人材に対して地域福祉活動への参加を促進していく必要があります。
- 地域の中で、一人一人が孤立することなく、お互いに支え合い助け合って、安心した生活ができるよう、ひだまりサロン等の住民同士のつながりの場を充実させていくことが必要です。



<ひだまりサロンの様子>

- 近隣4市(日野市, 狛江市, 多摩市, 稲城市)と共同運営している多摩南部成年後見センターを中心とし, 成年後見制度を必要とする高齢者・障害者等の権利擁護を図っていく必要があります。
- 罪を犯した人が, 社会から孤立することなく, 円滑な社会復帰につながるような取組を検討する必要があります。
- だれもが安心かつ快適な生活が営め, 進んで社会参加ができるよう, 東京2020パラリンピック競技大会開催を契機とし, これまで取り組んできたユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりを一層進めていくことが必要です。

基本的取組の内容

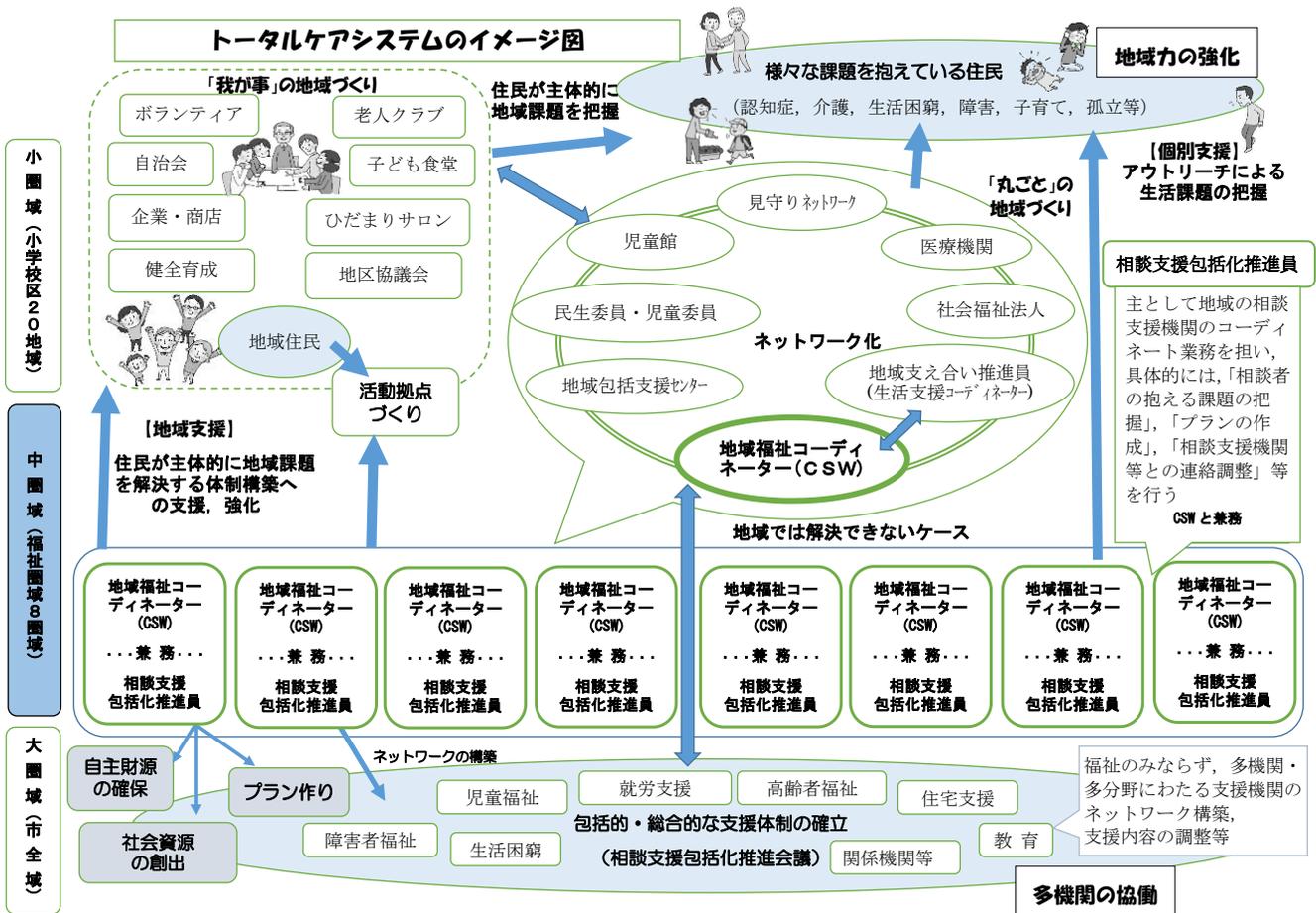
07-1 地域におけるトータルケアの推進

◆支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

複合化・複雑化した地域の課題に的確に対応するとともに, 支援を必要としている人を早期に発見し, 保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう, 地域の見守り体制の強化や, 地域福祉コーディネーターを中心とした地域と行政, 専門機関等のネットワーク構築による総合的なコーディネート機能の強化を図ります。

◆相談・支援機関のネットワークの構築

福祉, 子ども・教育など分野を横断して, 各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法, 福祉ニーズの把握, 地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行うため, 相談支援包括化推進会議を設置し, 多機関の協働による包括的支援体制を構築します。



まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
地域福祉コーディネーターの活動件数	1万958件 (平成29(2017)年度)	2万件 (令和4(2022)年度)

基本計画事業

重点3

No.	25					
事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進		区分	拡充	担当課	福祉総務課
事業の概要	地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワーク構築と地域の生活課題を解決する包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援します。					
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度		
	○地域福祉コーディネーターによる支援 ○地域福祉コーディネーターの拡充配置(2人増員、計8圏域に配置) ○調布におけるトータルケアシステムの推進(相談支援包括化推進会議の開催)	○継続	○継続	○継続	○継続	
事業費(百万円)	56	63	63	63		

基本目標3

施策07 共に支え合う地域福祉の推進

07-2

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

◆地域課題の解決力の強化

地域福祉コーディネーターを通じて、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援し、地域の生活課題の解決力の強化を図ります。

また、福祉人材育成センターを中心に、市民や専門職を対象とした研修や講座等を実施し、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成を推進します。

◆住民主体の交流活動の場の拡充

市民の主体的な交流活動の促進や地域の中での孤立の予防のため、地域コミュニティ施設、ひだまりサロンや子ども食堂などの交流拠点づくりを推進します。

また、地域活動やボランティア活動について、ボランティアコーナーや市民活動支援センターを中心とした支援により、各種活動の活性化を図ります。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
ひだまりサロン登録団体数	107団体 (平成29(2017)年度)	140団体 (令和4(2022)年度)

基本計画事業

重点3

No.	25				
事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進 [再掲]	区分	拡充	担当課	福祉総務課
事業の概要	地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワーク構築と地域の生活課題を解決する包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援します。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	○地域福祉コーディネーターによる支援 ○地域福祉コーディネーターの拡充配置(2人増員、計8圏域に配置) ○調布におけるトータルケアシステムの推進(相談支援包括化推進会議の開催)	○継続 ○継続	○継続 ○継続	○継続 ○継続	
事業費(百万円)	56	63	63	63	

重点3

No.	26				
事業名	福祉人材育成事業の推進	区分	継続	担当課	障害福祉課
事業の概要	専門性を備えた地域の福祉人材の確保及び育成を総合的に推進することを目的とし、市内の福祉人材育成拠点の運営を支援し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく取組を実施します。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	○福祉人材の育成 ・市民育成講座 ・専門性向上研修 ・地域福祉の普及啓発 ・福祉業務のネットワーク構築	○継続	○継続	○継続	
事業費(百万円)	20	20	20	20	

参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域や福祉に対する関心を持ち、市民同士による地域での支え合いに努めます。

多様な主体との連携事例

○ 民生委員・児童委員による地域福祉活動

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談活動を行っており、平成29（2017）年には創設から100年を迎えています。また、全ての民生委員は児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、子どもに関する様々な相談を受けています。

地域住民の立場に立って相談に応じるとともに、地域の人々の生活や地域福祉の向上を目指して市や関係機関と協力し、様々な地域福祉活動の一端を担っています。

【所管課】福祉総務課

【協働のパートナー】民生委員・児童委員



<民生委員・児童委員による地域福祉活動イメージ>

○ 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を求めるとともに、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。市では、犯罪防止や青少年の健全育成などの活動を行っている団体と協力し、中学生サッカー教室や中学生意見発表会、その他広報活動などを実施しています。

【所管課】福祉総務課

【協働のパートナー】社会を明るくする運動調布市推進委員会

(調布保護司会、調布・狛江地区更生保護女性会、調布市民生児童委員協議会、調布市赤十字奉仕団、調布市健全育成推進地区委員会、調布市青少年補導連絡会、市立学校PTA 他)



<社会を明るくする運動「中学生サッカー教室」>

○ 住民主体の交流活動

住み慣れた地域で一人一人が孤立することなく、お互いに助け合い、安心した生活がおくれるよう、交流の場づくりを進めています。こうした交流の場で活動する団体が、自分たちの活動だけでなく他団体の活動を知ることによって、団体同士の交流や協力を促し、更なる活動の活性化を目指しています。

【所管課】福祉総務課

【協働のパートナー】ひだまりサロン地域別交流会